

各所属所長 様
(市町村立小中学校等)

公立学校共済組合島根支部長
(公印省略)

組合員及び被扶養者の個人番号の届出方法の変更について (通知)

組合員の資格取得時もしくは被扶養者の認定申告時における個人番号 (マイナンバー) の届出については、平成 30 年 1 月 22 日付け公立島根第 190 号にて通知しているところです。

このたび、地方公共団体情報システム機構 (以下、「機構」という。) から基本 4 情報 [氏名、生年月日、性別、住所] を用いてマイナンバーを収集する体制が整ったことから、令和 2 年 4 月 1 日以降、個人番号の届出方法を下記のとおり変更しますので、貴所属の組合員へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 マイナンバーの届出方法

(1) 毎年度、4 月 1 日付け新規採用組合員・転入者及びその被扶養者

従来の届出方法 ① →②の順	新たな届出方法 ① →②→③の順
<p>① 「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」の提出のあった者について、過去に当支部の資格期間があり個人番号を収集済みである場合を除き、当支部から事業主の島根県へ依頼し、一括して個人番号の提供を受ける。</p> <p>② 税法上の扶養親族でないため事業主が被扶養者の個人番号を保有していない場合等で、当支部が事業主である島根県から番号の提供を受けられない者については、当支部から組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>	<p>① 「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」の提出のあった者のうち、個人番号の収集が必要な者について、その個人番号を当支部が機構へ基本 4 情報をもとに提供を依頼する。</p> <p>② 基本 4 情報の不一致等で機構から個人番号の提供を受けられない者については、当支部から事業主である島根県へ依頼し、個人番号の提供を受ける。</p> <p>③ ②でもなお、個人番号が収集できない者は、当支部から組合員へ専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>

(2) (1) 以外の組合員及び被扶養者（年度途中で随時申請する者）

従来の届出方法	新たな届出方法 ① →②の順
<p>組合員証又は被扶養者証の交付に併せ、組合員あて専用封筒による届出を依頼する。(過去に当支部にマイナンバーを届出ている者を除く。)</p>	<p>① 個人番号の収集が必要な者に係る個人番号を、当支部が機構へ基本4情報をもとに提供を依頼する。</p> <p>② 基本4情報の不一致等で機構から個人番号の提供を受けることのできない者については、当支部から組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>

2 新たな届出方法の開始時期

令和2年4月1日以降の組合員資格取得及び被扶養者認定申告分から。

公立学校共済組合島根支部
短期資格担当 TEL：0852-22-5431